

にかほ市地域交通調査分析支援業務 仕様書

1. 事業名称

にかほ市地域交通調査分析支援業務

2. 契約期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

3. 業務目的

にかほ市では現在、仁賀保地区、金浦地区、象潟地区で定時定路線のコミュニティバスを運行しているものの、運行本数が少なく時間的な「交通空白」の状況にある。また、アクセスが良くないバス停もあり、「交通空白」の箇所が点在している状況。さらには、今後学校の統廃合も予定されており、交通手段の検討が求められているが、運転手や車両の確保も重要な課題となっており、これによって「交通空白」がさらに深刻化する可能性がある。また、現在運行中のコミュニティバスは台数及び運行本数が限られていることから、学校の下校時刻とコミュニティバスの運行時刻が合わない時間帯もあり、保護者による送迎に頼らざるを得ない状況が生じている。

このように、「交通空白」の解消が地域の学生にとっても重要な課題、安定した交通手段の確保が必要な状況であり、令和8年度以降の新たな交通施策導入に必要な調査及び導入支援を行い、令和8年度以降の新たな交通施策の事業開始に備えることを目的とする。

4. 業務概要

本業務の基本的な内容は次のとおりとする。また、ここに示す業務内容は、本業務に必要な事項を示したものであり、受託者の企画提案により請負金額の範囲内で変更することができる。

（1）基本方針

「交通空白」地区の解消及び公共交通網の再編・再構築に向けた、課題を整理・分析を行った上で、翌年度以降のビジョンを作成し、新たな交通施策の実装に向けた伴走型支援を想定する。

また、市内のあらゆる交通資源を最大限に活用し、運行管理や予約アプリの導入、デジタル化等、社会の新たな技術・手法を取り入れることにより、広範な課題へ総合的に取り組むことを条件とする。

なお、本調査業務により得られた結果および新たな公共交通体系の目指すべきビジョンをにかほ市地域公共交通計画（令和4年3月策定）に位置付けを行い、次期「にかほ市地域公共交通計画」に供する事ができる成果品とする。

(2) ヒアリング調査

この調査について、受託者は以下の業務を実施すること。

① 交通課題の洗い出し

市担当課と連携し地域の交通課題をブレインストーミング方式で洗い出すこと。

② 既存データ分析

市が有する既存データ（市が実施したアンケート調査結果及びコミュニティバス乗降データ等）の分析を行い、洗い出しされた現状の交通課題の発生要因や重要度、及び緊急度等をヒアリングすること。

③ 定性調査ヒアリング

市内の交通事業者や各地区の代表者等に対し、ヒアリング機会を設け地域の交通課題の実態把握を行うこと。

(3) 主要課題等の整理、分析

上記（1）から（3）の結果を踏まえ、令和8年度以降どの地区のどのような課題から注力すべきかを整理する。注力課題に対してどのような事業を実施すると「交通空白」地域となっている又は将来なり得る可能性がある地域の課題解決に繋がるかを分析する。

特定の交通モードに限らず、あらゆる交通モードを候補とし、主要課題等の解決に向けた運行形態やスキーム等も検討すること。

(4) 次年度以降の再編基本設計案の検討

次年度以降の公共交通再編の基本設計となる素案の作成及び事業予算への反映など、支援を行うこと。

また、以下の会議において必要に応じ、調査事業にかかる進捗及び結果等の報告、会議資料の作成支援を行うこと。加えて、必要に応じて庁内関係各課に対するヒアリング等を実施すること。

① にかほ市地域公共交通協議会

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成27年法律第28号）に基づき、設置された法定協議会において策定された「にかほ市地域公共交通計画」において本調査業務において再編の基本計画となる素案を審議し、次期公共交通計画への位置付けを行う。

5. 成果品

受託者は、成果品として以下を納品すること。なお、本業務における成果品の著作権、著作権等（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む）の一切の権利は本市に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保

するものとし、この場合、委託者は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

- (1) 調査分析結果報告書 2 部
- (2) 公共交通再編計画素案（制度概要等） 2 部
- (3) 次年度以降事業の素案 2 部
- (4) 打合せ協議録 2 部
- (5) 委託業務完了報告書 1 部
- (6) 上記（1）から（5）までの関連資料の電子データ一式※

※電子データは、汎用性が高く、修正できるファイル形式で作成すること。

なお、成果品の作成に当たっては、図や表を適宜使用するほか、データや情報などについて分かりやすく視覚的に表現する（インフォグラフィック等）ことを通じ、読み手の理解が進みやすいように作成すること。また、専門用語を使用する場合には注釈を付けること。

6. 業務遂行上の注意・留意事項

- (1) 契約締結後速やかに、業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載したもの）を提出し、本市の承認を受けること。また、実施項目の具体的進め方については、実施前に双方協議すること。
- (2) 業務委託における資料、根拠等は全て明確にしておくこと。
- (3) 本業務の受託者は、業務の一部を第三者に再委任し、又は請け負わせようとするときは、再委託先の概要及び受託者との役割分担を明らかにし、あらかじめ本町の承諾を得なければならない。
- (4) 本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないこと。また、契約期間終了後又は契約解除後においても、同様とすること。
- (5) 成果物は委託者が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）できるものとし、成果物の二次使用に関して、委託者にいかなる制限も課さないものとする。
- (6) 使用する写真素材等については、インターネット上でも発信することから、著作権等（肖像権含む）に十分配慮し、二次的著作物に関する権利も譲渡の対象とし、二次利用が可能なものとする。
- (7) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。

7. その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、地方自治法等の関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務を円滑かつ適正に進めるため、事務局担当者との打ち合わせ協議は、必要に応じて対面及びWeb 会議方式等で適宜に行うこと。
- (3) 打ち合わせ内容については、その都度記録を行い、本市担当者と受託者との間で相互に確認しつつ、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。
- (4) 本仕様書の内容が変更になった場合は、本市と協議の上、変更契約が出来るものとする。ただし軽微な内容の変更は、変更契約を行わないものとする。
- (5) 必要に応じ、市ホームページ掲載用の資料作成及び資料提供を行うこと。
- (6) 業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律」及び「にかほ市個人情報保護法施行条例」を遵守し、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (7) 成果物納入までにかかる一切の費用は、委託料に含まれるものとする。

以 上